

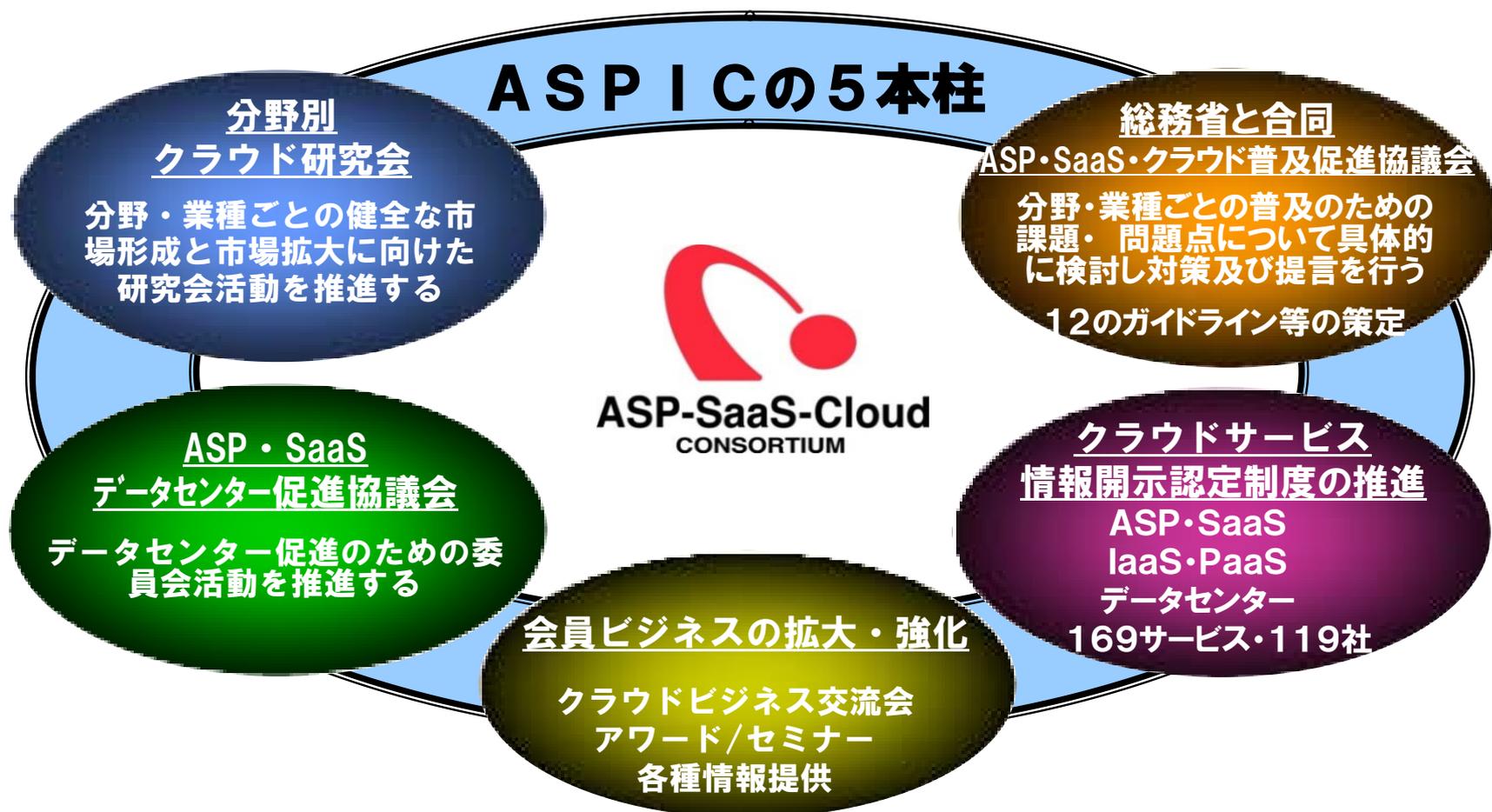
ASPICの活動状況について
～情報開示認定制度の取り組み～

2012年12月19日

ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPIC)

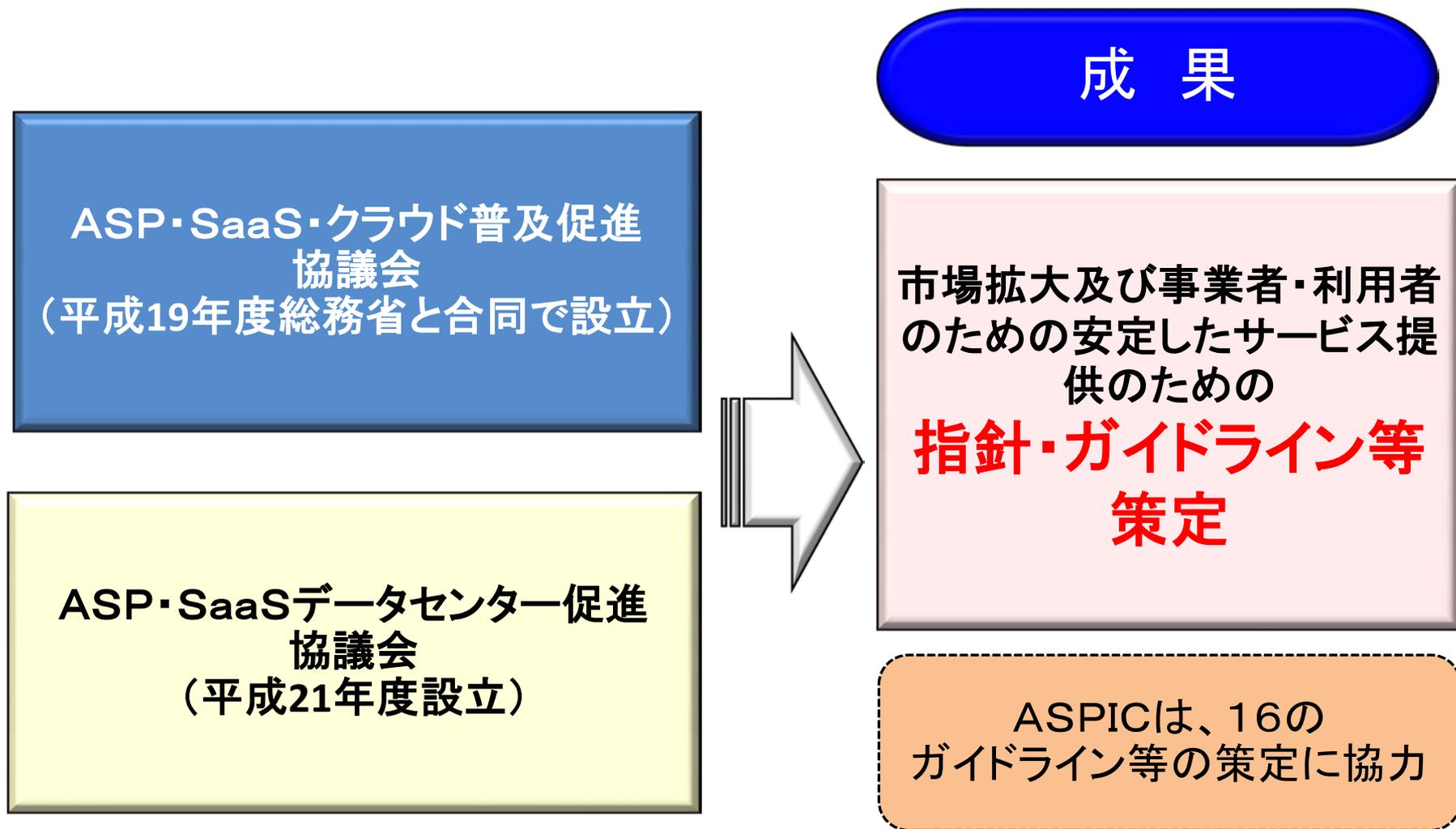
1. ASPICの重点活動『5本柱』

1999年設立以来、NPO法人 ASPICでは、以下の5本柱の一層の推進・展開を図り「普及促進からビジネス実践」へと新たな飛躍・発展を目指し、各種施策の推進を引き続き実行しています。



2. ASP・SaaS・クラウドの普及促進活動

2. 1 活動による成果



2. 2 ASP・SaaS・クラウド関連のガイドライン・指針の策定状況

分野 対象	分野共通	分野別の策定				
		地方公共団体	医療・介護	教育	社会資本	食品
ASP・SaaS・クラウド事業者向け	<p>ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン (総務省、2008.1)</p> <p>クラウド事業者による情報開示の参照ガイド (IPA、2011.4)</p> <p>クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針 (総務省、2011.12)</p> <p>ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針 (総務省、2007.11)</p> <p>データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針 (総務省、2009.2、2011.12改定)</p> <p>IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針 (総務省、2011.12)</p> <p>ASP・SaaS事業者間連携ガイド (総務省、2012.7)</p>		<p>ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン (総務省2009.7、2010.12改定)</p> <p>ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づくSLA参考例 (総務省、2010.12)</p> <p>医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン (経産省、2008.3)</p>	<p>校務分野におけるASP・SaaS事業者向けガイドライン (総務省、2010.10)</p>	<p>社会資本分野におけるデータガバナンスガイド (総務省、2012.7)</p> <p>地盤情報の2次利用ガイド (総務省、2012.7)</p>	<p>ASP・SaaS・クラウドによる米・米加工品トレーサビリティサービス提供の手引き (総務省、2012.7)</p>
	<p>データセンター利用ガイド (ASPIC、2010.10)</p> <p>クラウドサービス利用者の保護とコンプライアンス確保のためのガイド (ASPIC、2011.7)</p> <p>中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き (IPA、2011.4)</p> <p>クラウドサービスの利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン (経産省、2011.4)</p> <p>SaaS向けSLAガイドライン (経産省、2008.1)</p>	<p>地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン (総務省、2010.4)</p> <p>公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン (総務省、2003.3)</p>	<p>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版 (厚労省、2010.2改定版)</p>	<p>学校情報セキュリティ推奨仕様書 第1.0版 (CEC、2010)</p> <p>総合情報化計画の一環としての校務情報化に関するガイドライン (APPLIC、2009)</p>	<p>米・米加工品の内部トレーサビリティ確保の手引き (農水省、2011.11)</p>	

H24. 7. 4に
総務省から公表

凡例: ASPIC作成協力

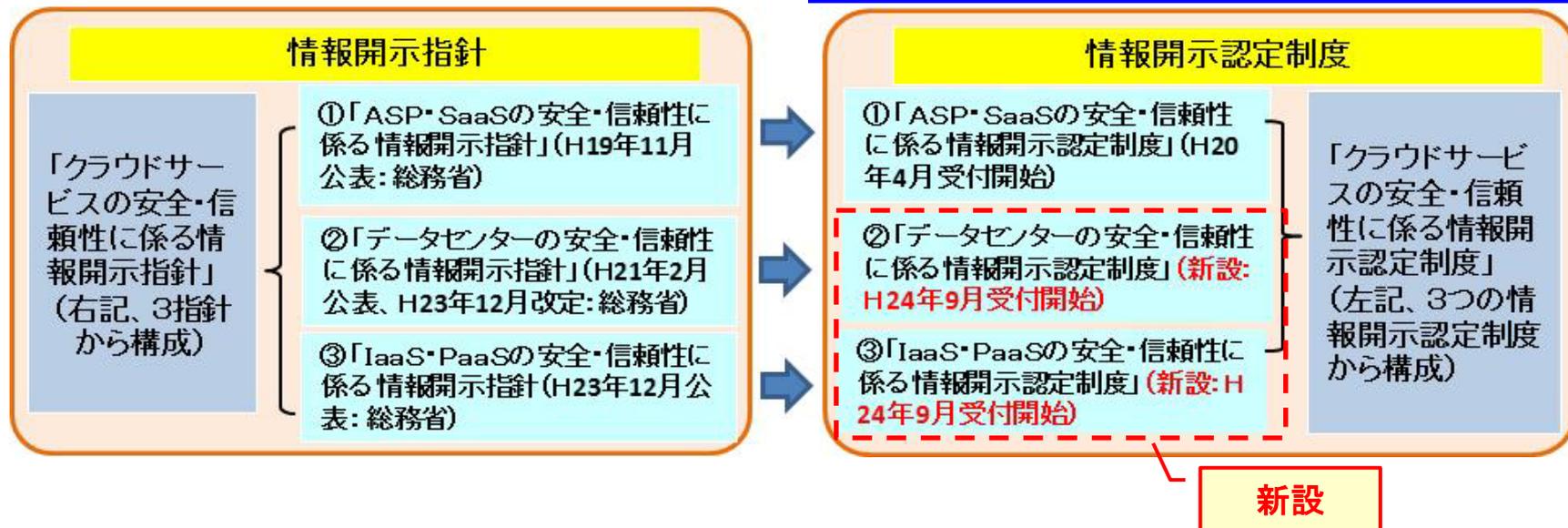
3 データセンター及びIaaS・PaaS情報開示認定制度

3.1 位置づけ ～情報開示指針と認定制度の関係～

- 「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」及び「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」(以下、「本認定制度」という)は、H23年12月に総務省から公表された情報開示指針(「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」、「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」)に基づき制度化されたもの。
- 既に開始している「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」と本認定制度を合わせて、「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」と総称。

総務省から公表

認定機関:(一財)マルチメディア振興センター(FMMC)
認定に関する業務:特定非営利活動法人
ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム(ASPIC)



3. 2 検討経緯

H19年度

H20年度～H23年度

H24年度

ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省_H19.11公表)

H20年4月～
「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」

【H20年度】

データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省_H21.2公表)

「データセンター安全・信頼性に係る情報開示認定制度」、及び「IaaS・PaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」の検討経緯

【H21年度】

データセンター認定制度の制度化に向けた論点を整理(H21年度DC協議会_情報開示委員会、委員長:中島洋(株)MM総研代表取締役所長)

【H23年度】

クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省_H23.12公表)

ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省:H19.11)※公表済

データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省:H21.2,H23.12改定)

IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針
(総務省:H23.12)

【H23年度～H24年度】

「データセンター情報開示認定制度」、及び「IaaS・PaaS情報開示認定制度」の制度化に向けた検討(H23年度DC協議会_情報開示委員会、委員長:阪田史郎 千葉大学大学院教授)

H24年9月～

「データセンター安全・信頼性に係る情報開示認定制度」

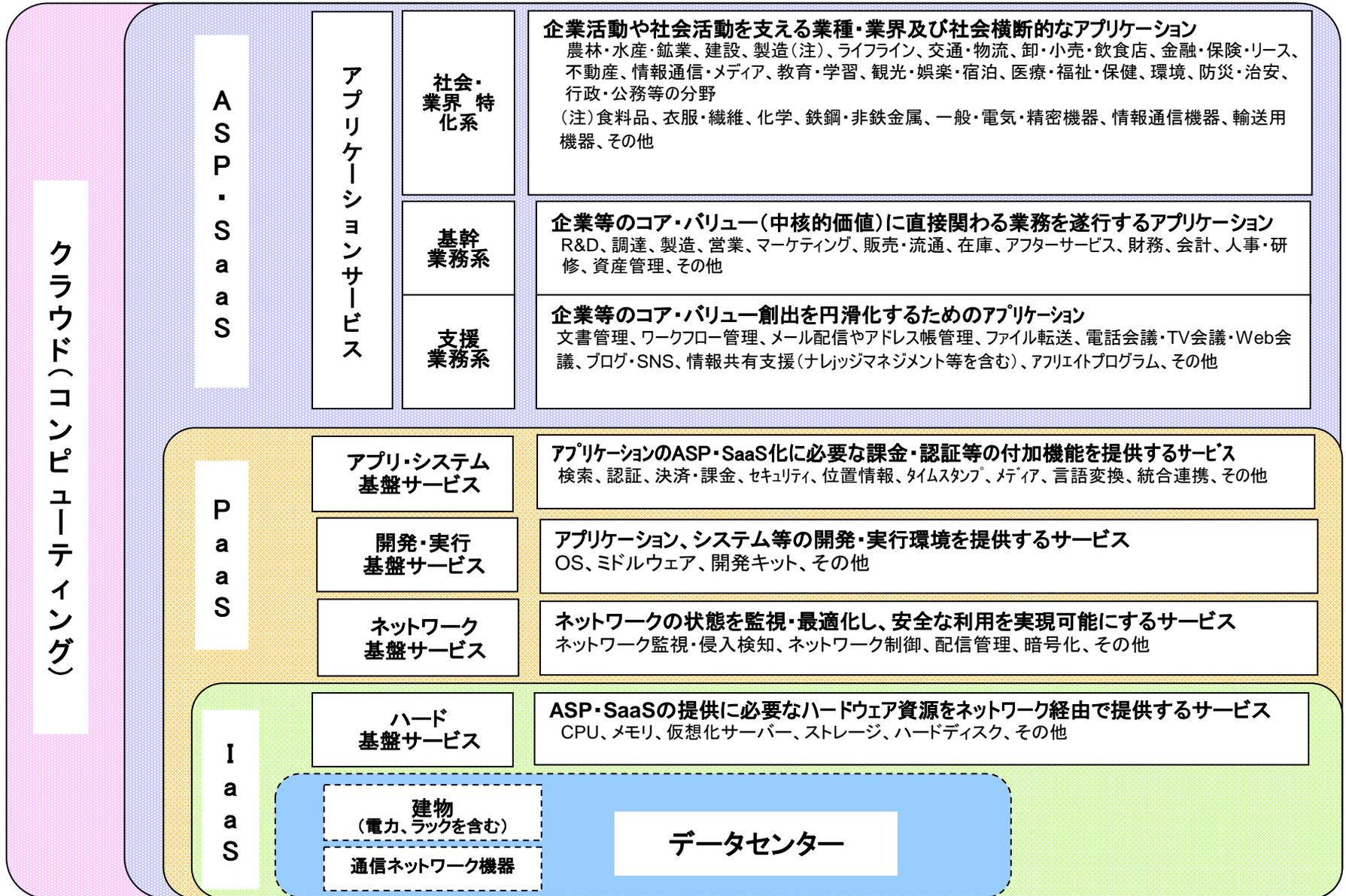
H24年9月～

「IaaS・PaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」

H24年9月18日
申請受付開始

「クラウドサービス安全・信頼性に係る情報開示認定制度」と総称

参考:クラウドサービス体系図



3. 3 認定制度に関する基本的事項(1/2)

	データセンター認定制度	IaaS・PaaS認定制度
申請対象サービス	「データセンター」及びデータセンターと一体的に提供されているサービス。但し、既にサービスを開始しているものに限る。	IaaS・PaaSで、既にサービスを開始しているサービス。(別図参照) <ul style="list-style-type: none"> ・IaaS: ハード基盤機能とDCの複合機能をネット経由で提供するサービス。 ・PaaS: 狭義には、システム基盤機能、ネットワーク基盤機能、開発・実行基盤機能をネット経由で提供するサービス。広義には、DC及びIaaSを包含するサービス。
申請資格	「データセンター事業者(※)」 ※データセンター施設を借りて「ハウジング」のみを行っている事業者も申請資格を有する。	「IaaS・PaaS事業者(※)」 ※以下のいずれか(又は全部)に関するサービスを提供する事業者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハード基盤サービス ・システム基盤サービス ・ネットワーク基盤サービス ・開発・実行基盤サービス
申請単位	空間的・機能的に独立した施設として識別名を有するデータセンター	独立して提供されるIaaS・PaaSに関するサービス 但し、複数の基盤サービスを統合して提供している場合は、統合したサービスを1つの申請単位とすることができる。
申請書類	①申請書A、B ②上記それぞれの証明書類	同左
審査対象項目	①事業者に関する開示項目 <ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の時点 ・事業所、事業 ・人材 ・財務状況 ・資本関係、取引関係 ・コンプライアンス 	①事業者に関する開示項目 同左
	②データセンターに関する開示項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウジング(建物・設備) ・ハウジング(ネットワーク) ・ハウジング(サービスの内容) ・ハウジング(サービスサポート) ・IaaS・PaaS(サービスの内容) 	②IaaS・PaaSに関する開示項目 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス基本特性 ・システム運用(システム基盤運用、セキュリティ等) ・ハウジング(サーバ設置場所) ※使用DCごとに記載 ・サービスサポート
開示項目数	137 (うち、必須開示項目数:110、選択開示項目数:27)	131 (うち、必須開示項目数:103、選択開示項目数:28)

3. 3 認定制度に関する基本的事項(2/2)

<p>認定情報の公表</p>	<p>認定サイトに公表 ① 基本情報: 認定番号、DC名称、事業者名称、認定年月日 ② 認定DCに関する情報: 申請者が申請書Bに記述した内容をそのまま公表</p>	<p>認定サイトに公表 ① 基本情報: 認定番号、IaaS・PaaS名称、事業者名称、認定年月日 ② 認定IaaS・PaaSに関する情報: 同左</p>
<p>認定証、認定マーク</p>	 <p>認定証 (DC 1234-1212号) サービスの名称: 東京〇〇データセンター (事業者の名称: データセンターサービス株式会社) 安全・信頼性 情報開示 認定 DC 1234-1212</p>	 <p>認定証 (IP 1234-1212号) サービスの名称: 〇〇プラットフォームサービス (事業者の名称: IaaSサービス株式会社) 安全・信頼性 情報開示 認定 IP 1234-1212</p>
<p>認定機関等</p>	<p>● 認定機関: 一般財団法人 マルチメディア振興センター (FMMC) ● 認定制度の運用に係る事務: 特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム (ASPIC)</p>	<p>同左</p>
<p>審査手数料</p>	<p>1サービスあたり、20万円(新規)、10万円(更新)</p>	<p>同左</p>

詳細情報は、各認定サイト内にある「制度の概要」を参照。

- ・データセンター情報開示認定サイト: <http://www.fmmc.or.jp/dc-nintei/>
- ・IaaS・PaaS情報開示認定サイト: <http://www.fmmc.or.jp/ip-nintei/>

3.4 開示項目(全体構成)

【データセンター】項目数:137

【IaaS・PaaS】項目数:131

【ASP・SaaS】項目数:133

区分	大項目	情報開示項目	大項目	情報開示項目	大項目	情報開示項目
事業者	事業者・事業	事業者名、設立年、主要事業概要等	事業者・事業	事業者名、設立年、主要事業概要等	事業者・事業	事業者名、設立年、主要事業概要等
	人材	代表者、役員、従業員数	人材	代表者、役員、従業員数	人材	代表者、役員、従業員数
	財務状況	財務データ、財務信頼性	財務状況	財務データ、財務信頼性	財務状況	財務データ、財務信頼性
	資本関係・取引関係	株主構成、大口取引先等、主要取引先金融機関	資本関係・取引関係	株主構成、大口取引先等、主要取引先金融機関	資本関係・取引関係	株主構成、大口取引先等、主要取引先金融機関
	コンプライアンス	組織体制、文書類	コンプライアンス	組織体制、文書類	コンプライアンス	組織体制、文書類
サービス	ハウジング (建物・設備)	建物、電源設備、消火設備、避難対策設備、空調設備、ラック/スペース、作業スペース、セキュリティ、環境対応	サービス基本特性	サービス概要、サービス構成、サービス品質、サービスの変更・終了、サービス料金・解約、サービス利用量、データ管理	サービス基本特性	サービス内容、サービスの変更・終了、料金体系、品質、利用量
	ハウジング (ネットワーク)	回線、サービス	システム運用 (システム基盤運用、セキュリティ等)	システム基盤運用、セキュリティ(基盤・ストレージ、ネットワーク)	アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等	主要ソフトウェア、連携・拡張性、セキュリティ
	ハウジング (サービスの内容)	サービスの受付・問合せ、サービスの変更・終了、サービス料金、サービス品質	ハウジング (サーバ設置場所) ※使用DC毎に記載	建物、電源設備、消火設備、避難対策設備、空調設備、セキュリティ	ネットワーク	回線、セキュリティ
	ハウジング (サービスサポート)	サービス窓口、サービス保証・継続、支援サービス	サービスサポート	サービス窓口、サービス保証・継続、サービス通知・報告	ハウジング (サーバ設置場所)	施設建築物、非常用電源、消火設備・報知システム、避難対策、空調設備、セキュリティ
	IaaS・PaaS (サービスの内容) ※申請の対象とする場合に記述	サービス構成、データ管理			サービスサポート	窓口、サービス保証・継続、サービス通知・報告

3.5 認定サービスの公表

認定機関の情報開示認定サイトにおいて、認定サービスの内容を公開している。

■ 認定サービスの基本内容

- ・認定番号、サービス名称、事業者名称、認定年月日 について、認定サービス一覧表の形で公表

■ 認定サービスの具体的開示内容

- ・申請者が記載した内容を認定サービスごとに公表

※右図は、IaaS・PaaS情報開示認定サイトの例

IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度

IaaS・PaaS情報開示認定サイト

認定サービス一覧

認定サービス一覧

たぐいまれ認定されているサービス(事業者)の一覧です。今後、認定するものにつきましては、随時、掲載いたします。なお、認定されたサービスの公開情報は、各々のサービス名称をクリックすることでご覧いただけます。

※ 認定の有効期間は2年で、更新により同期間延長し、開示情報の内容を新しくしています。

▼ 全サービス一覧

検索キー:

認定番号順 | サービス名称順 | 事業者名称順

※ 検索ボックスに検索ワードを入力して、ボタンを押すと検索結果が表示されます。

▼ サービス分類

サービス基本タイプ種別	サービス基本タイプの内容
IaaS	
● ハード基盤サービス	ASP・SaaSの提供に必要なハードウェア資源をネットワーク経由で提供するサービス(例: サーバ提供、ストレージ提供等)
PaaS	
● システム基盤サービス	アプリケーションのASP・SaaS化に必要な課金・認証等の付加機能を提供するサービス(例: 認証、決済・課金、セキュリティ、タイムスタンプ)、バックアップ・リストアサービス等。
● 開発・実行基盤サービス	アプリケーション、システム等の開発・実行環境を提供するサービス(例: OS、ミドルウェア、開発キット等、各種ソフトウェア開発環境の提供等)
● アプリ基盤サービス	メールサービス、Webサービス等のアプリケーションの基盤を提供するサービス。
● ネットワーク基盤サービス	ルーター、スイッチ等のネットワーク機器を提供するサービス(例: ロードバランサ、ネットワーク機器提供等)

◁ ページの先頭に戻る

3. 6 認定証と認定マーク

認定機関(一般財団法人マルチメディア振興センター)から、認定証及び認定マークを発行する。

認定の有効期間は認定日より2年間。認定証及び認定マーク使用も、有効期間内とする。

- 認定サービスを提供する事業者は、認定の期間中、認定マークをウェブページ、広告媒体、取引書類等に表示できる。
(認定マークの使用に関する詳細な条件は、各情報開示認定制度運用規程第10条(認定マークの使用)による。)



DC 1234-1212



IP 1234-1212



1234-0805

認定番号:

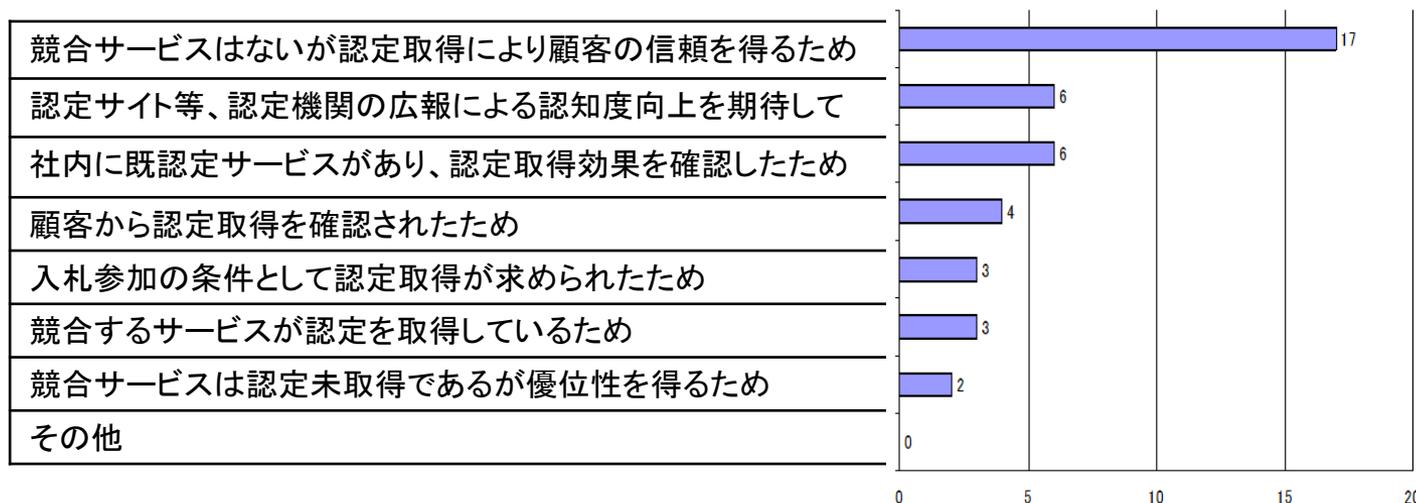
上4桁: 認定サービス番号
下4桁: 認定年月

※更新申請後、変わらず同一番号を継続使用します。

3.7 認定制度の活用① ～申請事業者(サービスの提供)側～

(1) 申請理由

平成23年3月から平成24年3月までに認定した38サービスについて、において最も多かった申請理由は「認定取得により顧客の信頼を得るため」。



(2) 公表(前述)

認定したサービスについて、サービス名や申請された内容が認定機関の認定サイトに公表される。

(3) 認定証及び認定マークの発行と使用(前述)

認定をうけた事業者は、認定期間中(認定日より2年間)、認定マークをウェブページ、広告媒体、取引書類等に表示することができる。

3.7 認定制度の活用② ～利用者(サービスの調達)側～

(1) 認定取得に対する利用者側の判断基準

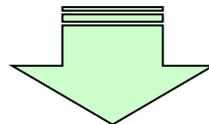
認定の有無をASP・SaaSサービス選択において1つの判断基準としている利用者は全体の約60%【民間分野におけるASP・SaaS利用動向調査:ASPIC:2009/3】

(2) 公的機関が策定したガイドラインにおいて認定取得を推奨

- 地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン(総務省:2010/4公表)
- 「中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き」、及び「クラウド事業者による情報開示の参照ガイド」(独立行政法人情報処理振興機構(IPA)、2011/4公表)

(3) 個別の調達案件において、認定取得が応札要件として記載

- 独立行政法人 日本スポーツ振興センター(2012/1)
- 財団法人 地方自治情報センター(2012/2, 4)



利用者側から認定取得に対する要求が高まっている。

3.7 認定制度の活用③ ～利用者(サービスの調達)側～

「ガイドライン等における認定取得の推奨事例」

【事例】 地方公共団体におけるASP・SaaS導入ガイドライン(総務省:2010年4月公表)

平成22年4月に総務省より公表された「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」では、『地方公共団体においては、本制度の認定を受けているサービスを利用することを推奨する』としている。

地方公共団体
における

ASP・SaaS
導入活用
ガイドライン

総務省から2010/4/1公表

[http://www.soumu.go.jp/
main_content/000061026.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000061026.pdf)

4.1.6 ASP・SaaS事業者が開示する情報の見方

「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」は、サービス提供事業者が提供する各サービスについて、安全・信頼性の観点から利用者に情報開示すべき項目とその記述内容を示している。利用者はこれらの開示項目を参照することにより、事業者が提供しているサービスの安全・信頼性を評価することができる。(略)

なお、財団法人マルチメディア振興センターでは、この指針に基づいて「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を運用しており、地方公共団体においては、安全・信頼性の観点から本制度の認定を受けているサービスを利用することを推奨する。

3.7 認定制度の活用④ ～利用者(サービスの調達)側～

「個別の入札公告における応札条件等の記載事例」

【事例】財団法人 地方自治情報センター入札公告(2例)

入札公告

次のとおり一般競争入札(総合評価落札方式)を行いますので公告いたします。

公告日 平成24年4月19日

財団法人地方自治情報センター
理事長 戸田 夏生

件名
平成24年度「eラーニングによる情報セキュリティ研修事業」の業務委託

入札に付する事項
入札説明書「[21KB pdfファイル](#)」のとおり。

入札参加資格
次の1.から7.のすべてに該当する者とする。

- 平成22・23・24年度の国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 財団法人地方自治情報センター(以下、「当センター」という。)から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む、以下同じ。)がなされている者でないこと。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 参加時点で有効な「JISQ15001:2006認証」(プライバシーマーク)を取得していること。
- 本業務で使用するシステムについて、参加時点で有効な「[ASP・SaaS安全・信頼性情報開示認定](#)」を取得していること。または、「[ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針\(第1版\)](#)」(総務省、平成19年11月27日公表)の「必須事項」について内容を開示する書類が提出できること。

仕様書等の交付

- 日時 平成24年4月26日(木曜日) 15時00分から17時00分まで。
- 場所 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館内
当センター教育研修部事務室(2階) [アクセスはこちら](#)
- 入札参加希望者は、4月25日(水曜日)17時00分までに次の事項を電子メールに記載のうえ、本ページ下部の問い合わせ先へ申し込む(送信)こと。
 - 来訪者の法人名、所属、役職、氏名、電話番号及び来訪希望時刻
- 入札参加希望者は、交付当日に、次の書類等を提出すること。
 - 提出書類に不備又は不足がある場合は、仕様書等を交付しない場合があります。
 - 担当者名刺(交付を申し込んだ法人発行の身分証明書を必ず持参すること。)
 - 会社概要に関する書類 1部
 - 機密保持誓約書 1部(※1)

※1: 交付申込みを当センターで受付後、送信元へ様式を返信する。1部作成し、押印のうえ、持参すること。

入札及び落札について

- 提出書類の期限及び提出方法
平成24年5月16日(水曜日)17時00分までに、入札説明書に指定する住所に持参すること。(郵送では受け付けない。)
- 技術審査
技術評価の詳細については、「仕様書」(別途交付)に記載する。
- 落札の結果は、技術審査後に総合評価を実施し、平成24年5月23日(水曜日)を日処に通知する。

その他

- 当センターは、個人情報を「財団法人地方自治情報センター個人情報保護に関する基本方針」その他当センターが定める規程類に従い、本入札執行事務に必要な範囲内で、適切に取り扱うこととする。
「[財団法人地方自治情報センター個人情報保護に関する基本方針](#)」
- 入札保証金は徴収しない。
- その他の詳細は[入札説明書「21KB pdfファイル」](#)による。

財団法人地方自治情報センターは、「平成24年度eラーニングによる情報セキュリティ研修事業の業務委託(平成24年4月19日)」の調達案件において、本業務で使用するシステムについて、下段(※)の要件を明記している。

また、以下の調達案件においても、同様の要件が明記されている。

・平成24年度eラーニングによる教育研修事業の業務委託(平成24年2月20日)

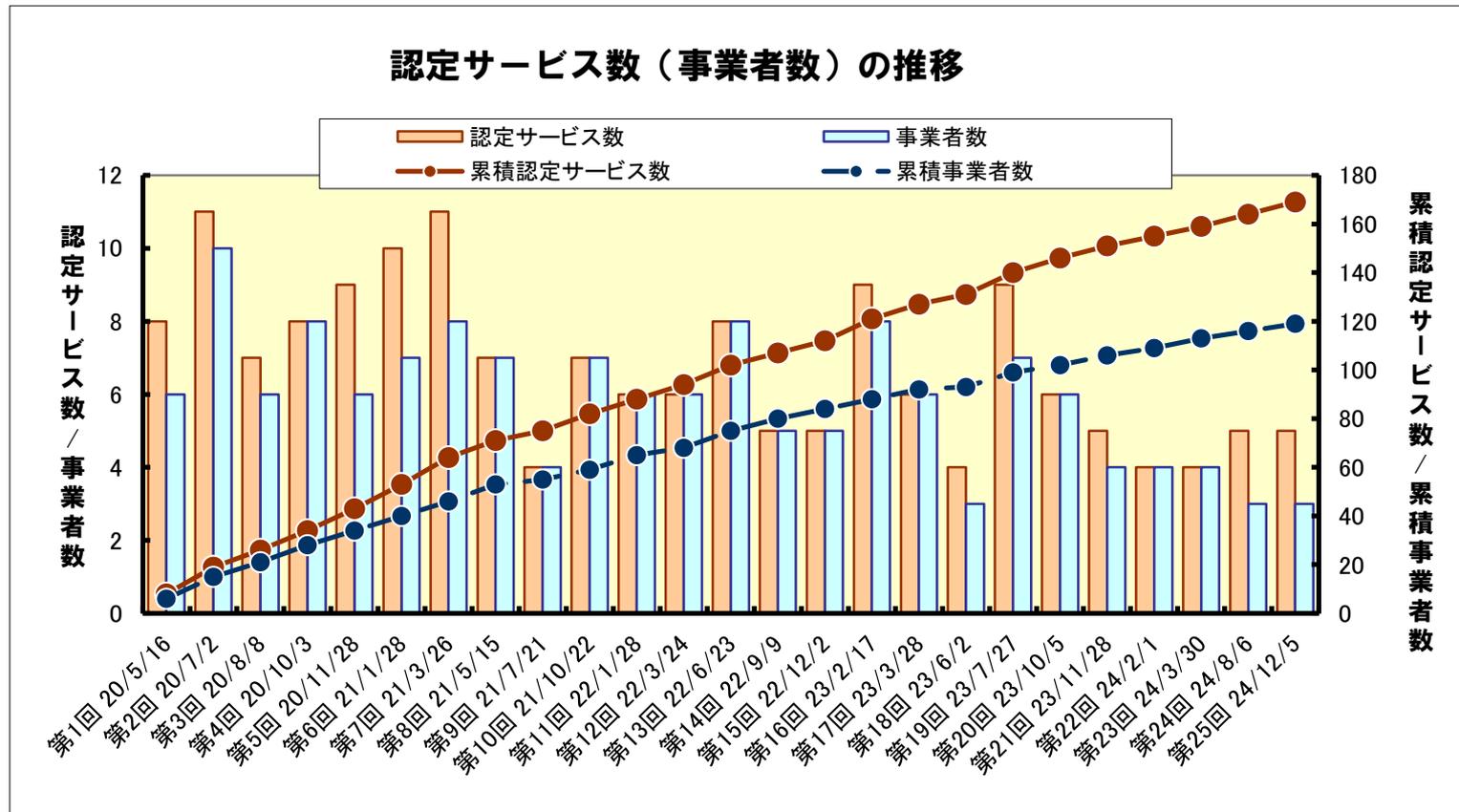
(※)

7. 本業務で使用するシステムについて、参加時点で有効な「ASP・SaaS安全・信頼性情報開示認定」を取得していること。または、「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針(第1版)」(総務省、平成19年11月27日公表)の「必須事項」について内容を開示する書類が提出できること。

3.8 認定サービス数の推移

ASP・SaaS情報開示認定制度は、平成20年度(2008年度)の運用開始以来、5年度目を迎え累積167サービスとなっている。
また、IaaS・PaaS情報開示認定制度は、新たに2サービスが認定された(12/6)。

認定サービス数(累計): 169サービス(119社)



3.9 問い合わせ窓口等

(1) 問合せ先

- ・ 名称: クラウドサービス安全・信頼性情報開示認定制度事務局
- ・ 住所: 〒141-0031 品川区西五反田7-3-1 たつみビル2F
- ・ 受付時間: 9:30~17:00(土日、祝祭日を除く)
- ・ 電話: 03-6662-6854 FAX: 03-6662-6347
- ・ メールアドレス: btr-oujofj@fmmc.or.jp

(2) 認定サイト(申請資料等、認定情報に関するサイト)

- ・ クラウド情報開示認定サイト: <http://www.fmmc.or.jp/cloud-nintei/>
 - ◆ ASP・SaaS情報開示認定サイト <http://www.fmmc.or.jp/asp-nintei/>
 - ◆ IaaS・PaaS情報開示認定サイト <http://www.fmmc.or.jp/ip-nintei/>
 - ◆ データセンター情報開示認定サイト <http://www.fmmc.or.jp/dc-nintei/>

(3) クラウドサービス情報開示認定申請のためのセミナー

- ・ 対象者 : 申請を計画されている事業者様、申請書の作成等を準備中の事業者様
- ・ 内容 : 第1部 認定制度について全般的な説明
第2部 申請方法の具体的な記入方法、留意点の説明
- ・ 開催頻度 : 年4回程度
- ・ 参加費 : ASPIC会員は無料、非会員は資料代として、2,000円